

一般廃棄物処理施設 の敷地の位置

岩手県県土整備部建築住宅課

一般廃棄物処理施設の敷地の位置について(付議)

標記について、建築基準法第51条ただし書の規定により、
次のように貴審査会に付議する

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設

名 称	位 置	面 積	備 考
一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設	釜石市大字平田第3地割81番5	8,122.16 m ²	<p>廃プラスチックの破碎 処理能力</p> <p>一次破碎： 87.84 t/日 二次破碎： 11.14 t/日</p> <p>廃プラスチックの圧縮梱包 処理能力</p> <p>16.00 t/日</p>

一般廃棄物（廃プラスチック）

収集・運搬

手選別

プラ容器包装
使用済み製品プラスチック
ペットボトル

使用済み製品プラスチック

不適合品等

圧縮梱包機

一次破碎機・二次破碎機

返品（各自治体）

引渡

売却

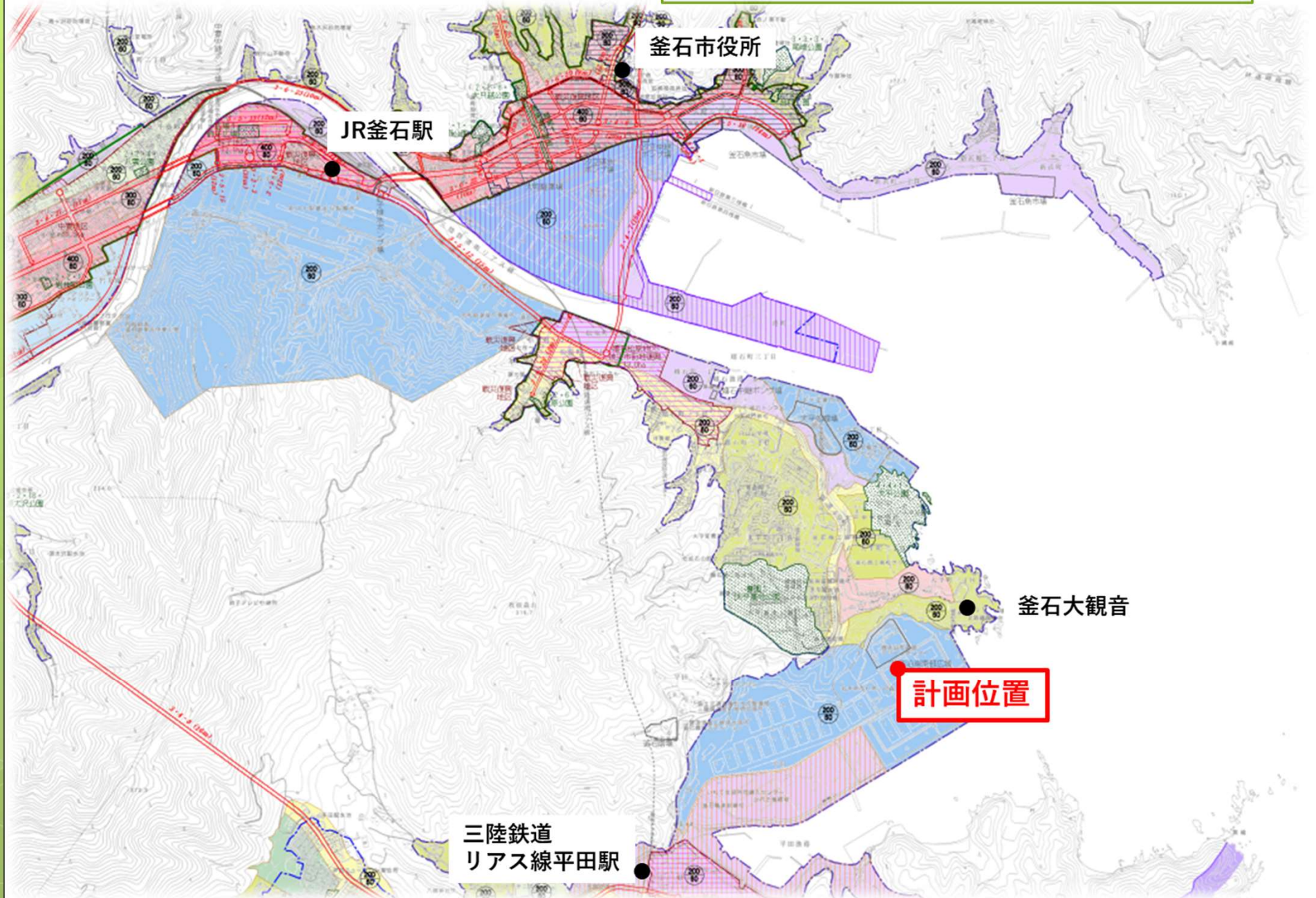
容器包装リサイクル協会

有明興業マテリアルズ(株)

容器包装ベール
使用済み製品プラスチックベール
ペットボトルベール

プラスチック再生原料

位置図



釜石市役所

JR釜石駅

釜石大観音

計画位置

三陸鉄道
リアス線平田駅

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設※①の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村の場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）※②の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

①その他政令で定める処理施設

建築基準法施行令 第130条の2の2 第一号

→ 廃棄物処理法施行令 第5条第1項

→ 1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2㎡以上）のごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）とする。

今回の
処理能力

- ・ 廃プラスチックの破砕施設
 - 一次処理 87.84 t
 - 二次処理 11.14 t
- ・ 廃プラスチックの圧縮梱包施設
 - 16.00 t

5トンを超え

「その他の処理施設」
に該当

②都市計画を定める者

都市計画法 第15条

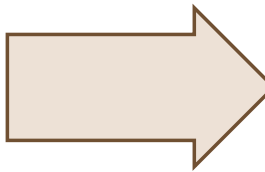
次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

都市計画法施行令 第9条（都道府県が定める都市計画）

第2項第八号 産業廃棄物処理施設

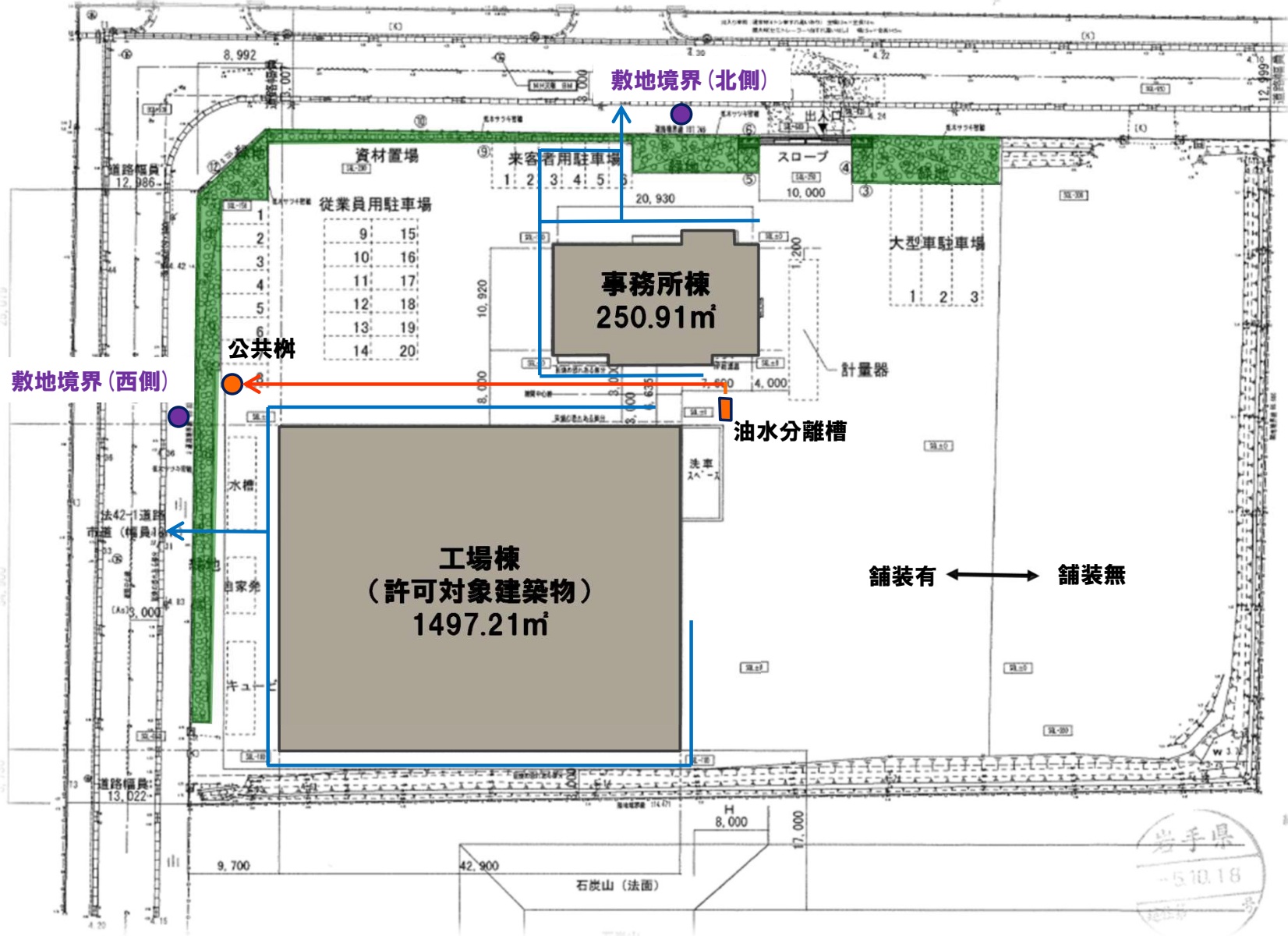
一般廃棄物処理施設



市町村が定める

配置計画

- 施設建築物
- 雨水排水
- 植栽
- 汚水排水
- 騒音・振動測定点

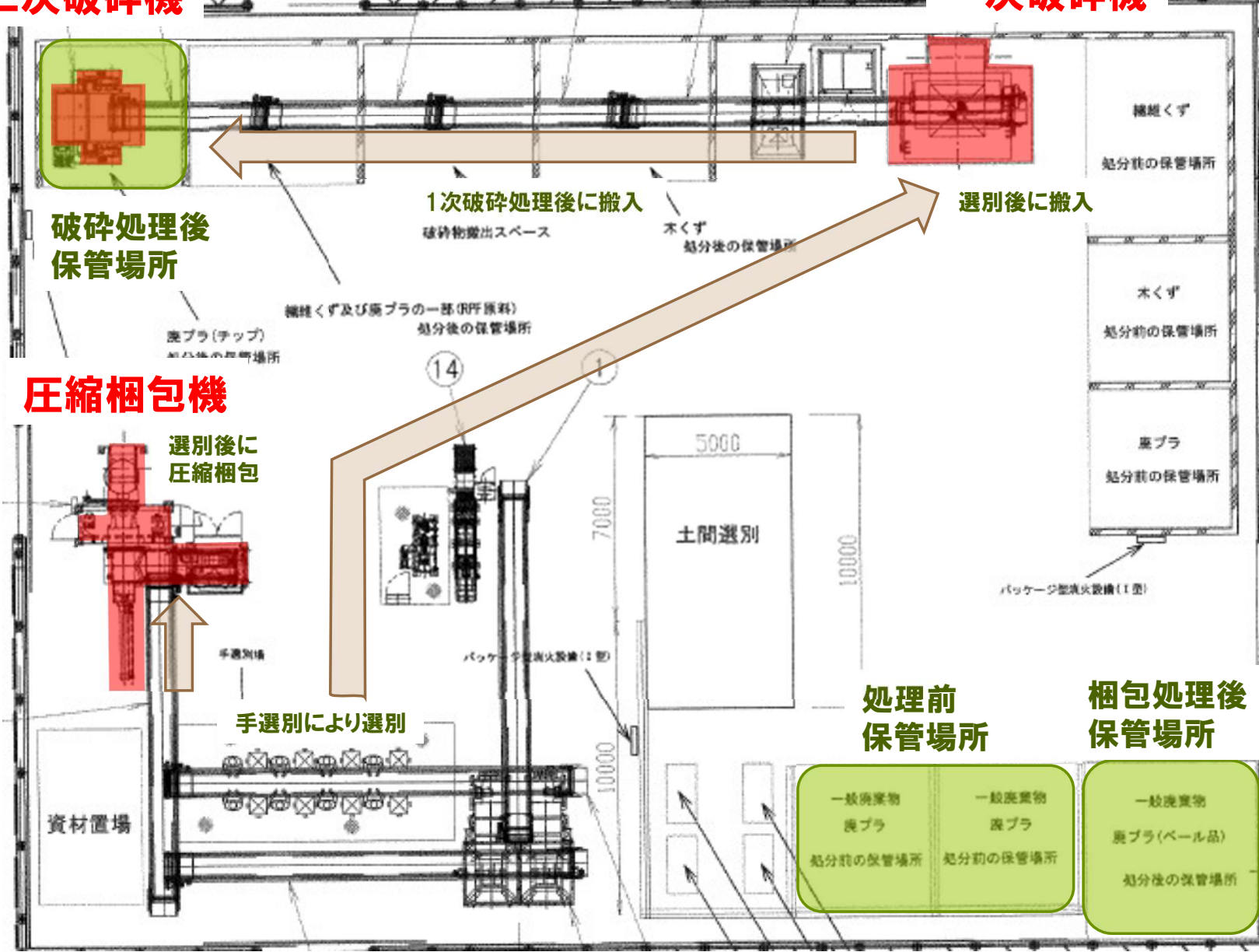


処理フロー

工場棟(許可対象建築物)

二次破碎機

一次破碎機



10 申請地周辺の状況

